

平成 11 年 12 月 15 日

各市町村

合併処理浄化槽設置整備事業担当課長 様

農業集落排水事業担当課長 様

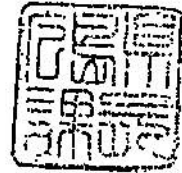
漁業集落排水事業担当課長 様

公共下水道事業担当課長 様

広島県県民生活部環境整備課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)



広島県農林水産部農村整備課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)



広島県農林水産部水産漁港課漁港整備室長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)



広島県土木建築部都市局公園下水道課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)



汚水適正処理に関する関係事業調整のための連絡調整会議について (通知)

農業集落排水事業、漁業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業、合併処理浄化槽設置整備、小規模集合排水処理施設整備事業、公共下水道事業及びその他国庫補助による汚水処理事業（以下、「関係事業」という。）は、生活環境の保全上重要な施策であり、県では、関係事業の普及促進を図っております。

関係事業の推進に当たって、各事業の総合調整並びに計画的・効率的な推進を図れるよう、関係事業調整のための連絡調整会議の設置及び開催について、平成11年1月28日付けで市町村に対して依頼しているところです。

については、この連絡調整会議の運営により、関係事業の円滑な推進を図ってください。

なお、連絡調整会議が設置されていない場合は、早急に設置してください。

また、下水道等の整備普及による影響を考慮し、市町村における廃棄物の適正処理の確保を図る観点から「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を尊重し関係部局が連携をとるよう配慮してください。